

○久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則

平成22年3月23日

規則第102号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市子ども医療費支給に関する条例（平成22年久喜市条例第127号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格の登録)

第3条 条例第4条の規定により支給を受けようとする者は、子ども医療費受給資格登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該子どもの氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) 当該子どもの住民票の写し
- (3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類のうち、その内容及び状況を確認することができるものがあるときは、その書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請者が条例第3条の保護者に該当すると認めるときは、当該申請者を子ども医療費受給資格者として登録し、該当しないと認めるときは、子ども医療費受給資格登録申請却下通知書（様式第1号の2）により当該申請者に通知するものとする。

(受給資格証の交付)

第4条 市長は、前条第3項の規定により登録した者（以下「受給資格者」という。）に対し、子ども医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

2 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（様

式第3号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 受給資格証の有効期間は、申請日から受給資格消滅日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に規定する日を始期とするものとする。

(1) 出生、転入その他の事由で条例第3条に規定する対象子どもとなった後保護者が15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に登録申請をしたときは、対象子どもとなった日

(2) 前号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により保護者が登録申請できなくなった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後保護者が15日以内にその登録申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該登録申請をすることができなくなった日

(受給資格証の提示)

第5条 受給資格者は、その監護する子どもについて医療を受けるときは、医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(支給の申請等)

第6条 条例第5条第1項に規定する支給の申請は、子ども医療費支給申請書(様式第4号)によらなければならない。

2 条例第5条第2項に規定する支払の請求は、社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等を経由しない場合は、子ども医療費現物給付請求書(様式第5号)によらなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定し、申請者に通知するものとする。

(支給の時期)

第8条 市長は、第6条第1項に基づき申請のあった場合、速やかに前条の規定により決定した子ども医療費を申請者に支給するものとする。この場合において、当該申請者の死亡等により申請者に支給することができないときは、市長が定める者に支給するものとする。

(届出事項)

第9条 条例第7条に規定する届出は、子ども医療費受給資格内容等変更(消滅)届(様式第6号)によらなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第10条 市長は、受給資格者が条例第3条の保護者に該当しなくなったと認めたときは、子ども医療費受給資格喪失通知書(様式第7号)により、当該受給資格者であった者に通知する。ただし、受給資格者が死亡した場合は、この限りでない。

(受給資格証の返還)

第11条 受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則(昭和48年久喜市規則第5号。以下「合併前の久喜市規則」という。)、菖蒲町子ども医療費支給に関する条例施行規則(昭和48年菖蒲町規則第9号)、栗橋町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則(昭和50年栗橋町規則第2号)又は鷲宮町子ども医療費支給に関する条例施行規則(昭和48年鷲宮町規則第47号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存する合併前の久喜市規則による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(受給資格を有する期間の特例)

4 合併前の久喜市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年久喜市条例第23号)、菖蒲町子ども医療費支給に関する条例(昭和48年菖蒲町条例第17号)、栗橋町乳幼児医療費支給に関する条例(昭和48年栗橋町条例第11号)又は鷲宮町子ども医療費支給に関する条例(平成14年鷲宮町条例第28号)の規定においては入院又は通院の子ども医療費の支給対象年齢に該当しない子どもにかかる受給資格登録申請が平成22年5月31日までの間に行われたときは、当該登録申請に係る者の受給資格を有する期間の始期は、第4条第3項第1号の規定にかかわらず、施行日とする。

附 則(平成28年5月23日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月17日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療にかかる医療費の請求から適用し、同日前の診療にかかる医療費の請求については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則様式第5号による用紙で、現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成31年1月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの規則による改正前の久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年8月24日規則第35号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

子ども医療費受給資格登録申請書				
久喜市長 あて		年 月 日		
申請者 住所 久喜市				
氏名				
電話 ()				
<p style="font-size: small;">子ども医療費受給資格証の交付及び支給決定に当たり必要がある場合は、申請者及び世帯員の住民基本台帳及び国民健康保険加入の状況並びに日本スポーツ振興センターの災害給付、高額療養費等の給付状況について、久喜市が調査・確認することに同意します。</p>				
保 護 者	ふりがな		生 年 月 日	子どもとの続柄
	氏 名		年 月 日	父・母 他 ()
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 電話 ()		
子 ど も	ふりがな		生 年 月 日	受給者番号
	氏 名		年 月 日	
	ふりがな		生 年 月 日	受給者番号
	氏 名		年 月 日	
	ふりがな		生 年 月 日	受給者番号
	氏 名		年 月 日	
加 入 保 険	記 号	番 号	保 險 者 番 号	
	保 險 者 名	国民健康保険・国民健康保険組合・健康保険組合 全国健康保険協会 () 支部・共済組合		
振 込 先	金融機関名	銀行・金庫 信組・農協	支店・本店 出張所	店番 ()
	口座番号	普通 当座	口座名義人 (カタカナ)	

取得事由	1.出生 2.転入 3.受給者変更 4.他 ()	資格取得日	年 月 日
------	--------------------------------------	-------	-------------

様式第1号の2（第3条関係）

子ども医療費受給資格登録申請却下通知書

久 第 号

年 月 日

様

久喜市長

印

年 月 日付けで申請のあった子ども医療費受給資格登録申請については、久喜市子ども医療費支給に関する条例第3条の規定に基づく審査の結果、次の理由で認められませんので通知します。

- 1 申請者の氏名
- 2 子どもの氏名
- 3 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。

この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号(第4条関係)

(表)

久喜市子ども医療費受給資格証		県内現物 (直接払)
公費負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	氏名	
	住所	
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金		
入院時食事療養費		
有効期間 (入院・通院)		年 月 日から 年 月 日まで
対象医療機関		
限度額		
年 月 日		
		久喜市長 印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、久喜市子ども医療費支給に関する条例により、子ども医療費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 窓口払いを廃止する県内の医療機関及び市内の柔道整復等の施術所で診療を受けるときは、医療保険の被保険者等であることの確認を受けるとともに、この証を窓口提出してください。
- 3 次に掲げる場合、保険診療の一部負担金を全額支払った上、子ども医療費支給申請書を市に提出してください。申請書には、申請書の医療機関記入欄に証明を受けるか、領収書（患者氏名・診療年月日・保険診療総点数・金額・領収印の記載のあるもの）を添付してください。
 - (1) 窓口払いを廃止する県内の医療機関以外で受診したとき。
 - (2) 県内の一の医療機関等で診察を受けた場合の保険診療の一部負担金が月 21,000 円以上（医療機関・入院通院別）のとき。
 - (3) 通常診療時間外に診療を受けたとき。
- 4 その他保険外診療については、窓口払いが必要となります。
- 5 久喜市外への転出、有効期間の経過、生活保護受給等で資格がなくなったときは、この証を必ず市にお返してください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険、振込口座等、登録事項に変更があったときは、必ず市に届出をしてください。
- 7 資格喪失後の診療、その他不正にこの証を使用したとき、又は一部負担金の額に変更があったときは、支給を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

様式第3号(第4条関係)

子ども医療費受給資格証再交付申請書						
受給資格者	氏名				生年月日	年 月 日
	住所				子どもとの続柄	
子ども	加入保険	記号	番号		保険者番号	
		保険者名	国民健康保険・国民健康保険組合・健康保険組合 全国健康保険協会()支部・共済組合			
	氏名				生年月日	年 月 日
	氏名				生年月日	年 月 日
	氏名				生年月日	年 月 日
<p>子ども医療費受給資格証を破損紛失したので再交付願いたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 久喜市 氏名</p> <p>久喜市長 あて</p>						

子ども医療費支給申請書											
申請者記入欄	年 月 日										
	久喜市長 あて					住所 久喜市					
						氏名					
						電話 ()					
次のとおり医療費の支給を申請します。 なお、当該支給額の算定に当たり必要がある場合は、診療報酬並びに高額療養費及び附加給付、日本スポーツ振興センターの災害給付その他の給付の状況について、久喜市が確認することに同意します。											
子ども	受給者番号							世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名			
	ふりがな氏名							記号・番号			
	生年月日	年 月 日			加入医療保険			国民健康保険 国民健康保険組合 全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合			
	診療月	年 月分									
								電話 ()			
							保険者番号				
支給申請額に係る他の助成の有無 (○を付けてください。)											
各健康保険組合等の高額療養費・附加給付による給付 (有・無)			日本スポーツ振興センターの災害給付 (有・無)			交通事故等第三者行為による給付 (有・無)			他の医療費助成制度による給付 (有・無)		

注) 上部申請書欄は、申請者が記入してください。領収書と併せて提出してください。

医療機関記入欄	領収書				入院	入院日数	外来	調剤
					1		日	2
¥ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円								
ただし、 <input style="width: 30px;" type="text"/> 年 <input style="width: 30px;" type="text"/> 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円含む。)								
※保険の対象とならない費用を含まない。								
保険診療総点数 <input style="width: 30px;" type="text"/> 点		他法負担点数 <input style="width: 30px;" type="text"/> 点						
入院時食事療養標準負担額								
¥ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円		(算定食数 <input style="width: 30px;" type="text"/> 食)						
年 月 日				医療機関等所在地(住所)				
様				名称				
				氏名				㊟

注) 1 領収書欄は、医療機関等で記入してください。(数字は右詰めで記入してください。)

2 他法負担点数欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

※処理欄	高額医療費			附加給付			保険			証拠			科目コード						
							国社組			証レ外			医	歯	調	接	養	療	他
							1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5	6	9
医療機関コード			入院時食事療養標準負担額			(市民税非課税)						(市民税非課税で入院90日超)							
			円×食 円			円×食 円			円×食 円			円×食 円							

※処理欄は記入しないでください。

様式第5号（第6条関係）

子ども医療費現物給付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 所在地
医療機関名
代表者名 ㊦
電話番号

久喜市子ども医療費支給に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、
年 月分として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

内訳

子ども医療費 _____ 件 _____ 円

事務手数料 _____ 枚 _____ 円

様式第 6 号(第 9 条関係)

子ども医療費受給資格内容等変更(消滅)届			
受給者番号			
子どもの氏名			
受給資格者氏名			
区分		新	旧
内容 受給資格者及び 子ども	氏名		
	住所		
	電話番号		
加入保険	世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名		
	記号・番号		
	保険者名		
	保険者番号		
振込先	金融機関		
	支店名		
	口座番号		
	口座名義人 (カタカナ)		
消滅事由			
変更(消滅)年月日		年	月 日
<p>上記のとおり 変更消滅 が生じたので、受給資格証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日 届出者 住所 久喜市</p> <p>氏名</p> <p>久喜市長 あて</p>			

受給資格証 回収 未回収

様式第7号（第10条関係）

子ども医療費受給資格喪失通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

久喜市子ども医療費支給に関する条例第3条の規定により、次のとおり子ども医療費受給資格が喪失しましたので、通知します。

- 1 子どもの氏名
- 2 受給資格が喪失した年月日
- 3 受給資格が喪失した理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。

この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号の2（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）